

## 公的年金制度

今回から公的年金制度について連載致します。

### Q1 公的年金制度とはどういうものですか？

A 公的年金制度とは、「国内に住所のある全ての人加入を義務づけられている年金」のことで、次の3つの制度があり、その人の働き方等によって加入すべき年金制度が決まっています。

制 度	加 入 す べ き 人
国民年金	日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人
厚生年金	厚生年金保険の適用を受ける会社等に勤務する人
共済年金	公務員や私立学校職員など

◇国民年金は、昭和61年3月までは自営業の人などを対象としていたのですが、同年4月から公務員や会社等に勤務する人及びその被扶養配偶者にも適用を拡大し全国民共通の基礎年金制度に改正されました。これにより共済組合や厚生年金保険に加入している人やその被扶養配偶者も国民年金に加入することになりました。

◇共済組合には「国家公務員共済組合」、「地方公務員等共済組合」、「私立学校教職員共済」があります。

それぞれの年金については、次回以降で解説致します。

### Q2 公的年金制度は「世代間扶養」といわれますがどのようなことですか？

A 公的年金制度は、いま働いている世代（現役世代）が支払った保険料を高齢者などの年金給付に充てるという「世代と世代の支え合い」という考え方を基本とした財政方式で運営されています。このことから「世代間扶養」といわれ、支えられる人が増え、支える人が少なくなるいわゆる少子高齢化の進行が問題視されるわけです。

### Q3 公的年金はどのようなときに給付が行われるのですか？

A 「年金」と聞くと、高齢になったときに受け取る老齢給付のイメージが強いかもしれませんが、公的年金は次の3つの場合に給付が行われます。

① 老齢給付・退職給付

国民年金、厚生年金保険に加入していた人に支払われる老齢給付及び共済組合に加入していた人に支払われる退職給付は、保険料を納めた人が65歳になると支払が開始され終身受け取ることができます。生年月日に応じて65歳に達する前に特別に支給されることがあります。また、申し出ることにより60歳に達した日以降であれば繰上げ請求をすることもできます。(以下、老齢給付・退職給付等を「老齢(退職)給付」、「老齢(退職)年金」等と記述します。)

② 障害給付

障害給付は、各年金制度に加入中などに初診日があり、要件に該当すれば障害の程度に応じて支払われます。障害の程度が一定の基準に達しない場合は一時金等が支払われることがあります。

③ 遺族給付

遺族給付は、各年金制度に加入中の人、年金を受給する資格を有している人や年金を受給している人が死亡した場合で一定の要件に該当すればその遺族に支払われます。

給付別の年金の種類は、それぞれの年金制度によって次のようになっています。

年金制度 給付の種類	国民年金 (基礎年金)	共済年金	厚生年金保険
老齢(退職)給付	老齢基礎年金	退職共済年金	老齢厚生年金
障害給付	障害基礎年金	障害共済年金	障害厚生年金
遺族給付	遺族基礎年金	遺族共済年金	遺族厚生年金

次回は「国民年金」について解説します。